



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

山口労働局

Press Release

厚生労働省山口労働局発表
令和元年9月5日(木)

担	厚生労働省山口労働局 労働基準部賃金室 室長 栗山 修一 室長補佐 中野 政行
当	TEL 083-995-0372 FAX 083-995-0376

山口県最低賃金を「829円」に上げます

— 令和元年10月5日から —

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も 労働者も」

山口労働局長(村井 完也)は、山口地方最低賃金審議会(会長 井出 泰成)からの答申を受け、山口県の地域別最低賃金(山口県最低賃金)を1時間829円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

引上げられた山口県最低賃金の効力発生は、令和元年10月5日からとなります。

山口県最低賃金は、山口県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む。)に適用されるとともに、使用者は、この金額よりも低い賃金で労働者を使用することはできません。

なお、現行の山口県最低賃金(1時間802円)に対する引上げ額27円は、最低賃金額が時給で決まるようになった平成14年度以降、最大の引上げ(引上げ率 約3.4%)になります。

また、「山口県百貨店、総合スーパー」の山口県特定(産業別)最低賃金1時間822円(平成30年12月15日改正)は、今回の改正により山口県最低賃金を下回ることとなるため、当該使用者は令和元年10月5日以降、山口県最低賃金の1時間829円以上を支払う必要があります。

【参考 1】 最低賃金について

- 1 山口県最低賃金の改正については、本年7月2日に山口労働局長から山口地方最低賃金審議会に対して諮問を行った。

同審議会は審議の結果、8月9日に現行の1時間802円を27円上げて829円に改正することが適当である旨の答申を行った。

これを受けて山口労働局長は、答申内容の公示等の手続を経て、山口県最低賃金を1時間829円とする決定を行い、本日官報公示を行った。

- 2 山口労働局では、今後、1時間829円に上げた山口県最低賃金の周知及び監督指導等による履行確保に努めることとしている。

【参考 2】 山口県最低賃金の改正状況(過去10年間)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
引上額	12円	3円	6円	11円	14円
時間額	681円	684円	690円	701円	715円
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
引上額	16円	22円	24円	25円	27円
時間額	731円	753円	777円	802円	829円

【参考 3】 近隣県の令和元年度地域別最低賃金改正状況

県名	時間額(引上額)	発効日
鳥取	790円(28円)	10月5日
島根	790円(26円)	10月1日
岡山	833円(26円)	10月2日
広島	871円(27円)	10月1日
福岡	841円(27円)	10月1日